

相続に関する手続き

手続の種類		期限	手続窓口	提出する書類
死亡届		死亡から7日以内	死亡者の住所地の市区町村役場	死亡診断書または死体検案書
遺言書の検認		相続開始後遅滞なく	死亡者の住所地の家庭裁判所	検認審判申立書、遺言書、遺言者の戸籍謄本、受遺者の戸籍謄本、相続人全員の戸籍謄本
相続の放棄又は限定承認の申立て		3カ月以内	被相続人の住所地の家庭裁判所	相続放棄申述書、申述人および被相続人の戸籍謄本
被相続人の所得税の申告・納付		4カ月以内	被相続人の住所地の税務署	準確定申告書、死亡者の所得税の準確定申告書類付表
相続税の申告・納付		10カ月以内	被相続人の住所地の税務署	相続税の申告書、遺言書又は遺産分割協議書のコピー、親族関係図、被相続人の経歴書、被相続人の戸籍謄本・除籍謄本、各相続人の戸籍謄本・住民票・印鑑証明書、その他
生命保険金の請求		3年以内	保険会社	死亡診断書、受取人の印鑑証明書、生命保険金請求書、最終の保険料領収書、受取人および被相続人の戸籍謄本、保険証券
財産の名義変更	不動産	なし(死亡後はいつでも可)	不動産の所在地の法務局	所有権移転の登記申請書、その他
	株式		証券会社または株式の発行人	株式名義書換請求書、株券、被相続人及び相続人の戸籍謄本
	預貯金		預入金融機関	依頼書、遺産分割協議書、被相続人および相続人の戸籍謄本、通帳、相続人全員の印鑑証明書
	自動車		陸運支局	移転登録申請書、自動車検査証、被相続人および相続人の戸籍謄本、自動車損害賠償責任保険証書
	電話		電話会社	加入等承継・改称届出書、被相続人および相続人の戸籍謄本